

知的財産関係事件に関する裁判制度

明治大学大学院法学研究科
博士後期課程

岡田 洋一



目 次

- I. はじめに
- II. CAFC について
- III. 平成における民事訴訟法の動向について
- IV. 知的財産高等裁判所の創設に関する議論
- V. 検討
- VI. おわりに

I. はじめに

我が国は、「ものづくり」によって高度経済成長を実現させてきたものの、近年のアジア諸国の急速な経済発展によって、その転換期を迎えている。すなわち、日本に比べ格段に低廉な人件費と生産技術の向上によって、アジア諸国は今や日本経済を脅かす存在となった。このような経済競争の中で我が国が勝ち抜くための手段、それは知的財産を重視することである。他方、知的財産をめぐる紛争は国際化し、模倣品問題が深刻化しつつある。ゆえに、我が国は、知的財産重視の国家政策を明確に国内外に知らしめる必要がある。そこで、政府は、2002年に知的財産戦略大綱を策定し、2003年には知的財産戦略本部を設置した。ここでは「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」を決定し、その一環として知財紛争処理機能の強化が掲げられ、知的財産高等裁判所（以下、知財高裁とする）の創設を目指すこととなった。

知的財産は、企業経営や事業活動において価値が増大するとともに、その対象となる技術が急速に進歩しており、今後はさらに先端技術の先鋭化・専門化が進むものと予想される。それゆえ、知財高裁では、技術と知的財産に精通している者（裁判官・調査官・専門委員等）が、知的財産紛争について適切な判断を下す体制を整備することが必要である。これによって、知的財産紛争を迅速かつ統一的に判断することが可能となるとともに、我が国が知的財産侵害に対して確固たる姿勢を貫く（世界の知財裁判をリードする）というメッセージを海外に対して発信することになり、今後、模倣品等に対しても大きな抑止力になる。

また、国外に目を向けてみると、設立の背景、管轄する事件の範囲や組織等の点で様々であるが、ヨーロッパ、アメリカ、アジアの国々で知的財産の事件を専門的に扱う裁判所が存在し、EUでも共同体特許裁判所（Community Patent Court＝CPC）の設立を閣僚

理事会で決定し、EU 内での知的財産の一回的紛争解決につき議論が進められている。

このような状況にかんがみると、知的財産をめぐる紛争を通常の裁判所で審理するには限界があり、新たな裁判制度を再構築しなければならない。まさに我が国では、その時期に差し掛かっているといえる。そして、知的財産を専門的に扱う裁判所の構想は、知的財産をめぐる裁判制度の礎として重要である。このことから、本稿では、近時話題となっている知財高裁の創設について若干の考察を試みる。

II. CAFC について

我が国の知財高裁創設の構想は、諸外国の知的財産事件を管轄とする裁判所に影響を受けているが、特にアメリカの連邦巡回控訴裁判所(The United States Court of Appeals for Federal Circuit=CAFC)を参考に行っている。そこで、CAFC、特にその設立の経緯について考察し、我が国の知財高裁構想と対比することにした。

1. 設立の経緯

アメリカの裁判制度は、連邦管轄と州管轄の二元的な体制を採っているが、特許訴訟を審理するのは、連邦裁判所の専属管轄となっている。そして、連邦裁判所は日本と同様に三審制であるが、特許訴訟の場合には、その中間に位置する控訴審は各巡回区の連邦控訴裁判所の管轄ではなく CAFC の排他的管轄権に服している⁽¹⁾。しかし、このような裁判体制となったのは 1982 年のことであり、比較的歴史は浅い。ではなぜ、CAFC は創設されたのであろうか。

当時、特許訴訟についての判断が裁判所によって異なる状況にあり、どの裁判所に訴えを提起するかは、訴訟戦略上非常に重要なことであった。すなわち、ある巡回裁判所は「プロパテント」、ある裁判所は「アンチパテント」を採り、どの裁判所で裁判を行うかで全く正反対の結論に至る可能性があった⁽²⁾。そして、このような状況を逆にとり、当該事件において自らにもっとも都合のよい法解釈を適用することが期待される巡回区の裁判所に訴えを提起するというフォーラムショッピング(forum-shopping)がみられることが少なくなかった。他方、連邦最高裁判所は、控訴審での判断の齟齬を統一することこそを本来の職務としてい

るが、現実的には、産業の発展に伴う事件数の増加によって、このような機能をなしえなくなっていた。このことから、複雑な問題が多く、時間のかかることの多い特許事件の処理を最高裁判所に期待することは不可能であり、実質的には、最終の判断を下すのは控訴裁判所であった。

そこで、特許訴訟をより安定かつ予測可能なものとし、そして費用と時間がかかり、かつ不当なフォーラムショッピングが行われるという特許訴訟の悪いイメージを改善するためにも、控訴を集中して審理する控訴審裁判所の改革が必要となった。そのため、連邦政府は 1972 年に Roman L. Hruska を委員長とする連邦控訴裁判所制度改革委員会(the Commission on Revision of the Federal Court Appellate System)を設置し、控訴審改革のための調査にあたらせた。この結果として、いわゆる Hruska レポートが 1975 年に公表された⁽³⁾。ここでは、特定の事件のみを扱う特別裁判所を創設する必要はなく、全国レベルの控訴裁判所(the National Court of Appeals)を創設することで十分であるとした。この理由としては、①裁判官の視野が極めて狭いものになってしまうこと、②裁判官が自らの政策的意見を判決に反映させてしまう可能性があること、③判決に各地域の住民の多様性が反映されないこと、④裁判官の任用に際して特定の利益団体の影響を受ける可能性があること等を挙げている。この裁判所は、最高裁判所からの事件付託(reference)及び他の控訴裁判所からの移送(transfer jurisdiction)を受けて事件の審理にあたることとなるが、その際には全事件、7 人の判事全員で構成される大法廷(en banc)でのみ審理される。そして、この判断に他の連邦高裁に対する拘束力を認めることで、判決の統一を控訴審レベルで可能なものとしようとしたのである。

CAFC は Hruska レポートの影響を大きく受けて創設されたものの、本来予定されていたような全国レベルの控訴裁判所を実現するには至らず、1982 年の裁判所改善法⁽⁴⁾によって、当時の関税・特許上訴裁判所(Court of Customs and Patent Appeal=CCPA)⁽⁵⁾と請求裁判所(the Court of Claims)を統合した形で実現した⁽⁶⁾。すなわち、CAFC は、12 の各巡回控訴裁判所から特許裁判管轄を奪うことにより、特許に関するルールの一統を図るという重要な責務を負うこととなり、プロパテント政策の象徴的存在となった。

2. CAFC の扱う事件とその組織

CAFC は、著作権等を除いた知的財産権に関する訴訟の控訴審として排他的管轄権を有しているが、Hruska レポートでも述べられたとおり、知的財産関係事件だけを扱う特別裁判所ではなく、他の事件についても審理している⁽⁷⁾。特許事件は CAFC の管轄に服する全事件のうち、およそ三分の一程度である⁽⁸⁾。

CAFC の判事は、12 人の判事 (Judge) と 4 人のシニア判事 (Senior Judge) によって構成される (2002. 2. 1 現在)。CAFC は特許等専門的な知見の必要な事件を扱わなければならないが、判事に選任されるための特別な要件は課されておらず、他の裁判所の判事と同様である。例えば、ドイツの技術系判事に必要な自然科学の学位を必要としていない。もちろん、判事の履歴をみると⁽⁹⁾、自然科学のバックグラウンドを有している者も少なくないが、それが選任のための決定的なファクターとなることはない。むしろ、彼らを補助するために存するロー・クラーク (Law Clerk) やテクニカル・アシスタント (Technical Assistant) らによって、専門的知見が補完されているといえよう⁽¹⁰⁾。

Ⅲ. 平成における民事訴訟法の動向について

近時、技術の高度化・複雑化に伴い、しばしば特許権等が問題となることが多く、いったんそれが裁判で争われるとその審理期間は長期化することが珍しくなかった。また、訴訟の結果が知的財産権を経営戦略の一環とする企業活動に大きく影響を及ぼすことから、裁判手続の充実かつ迅速な進行を求めるニーズが高まってきた。そこで、そのような知的財産権をめぐる訴訟に対応するために 2 度の対応が「民事訴訟法 (平成 8 年法律 109 号)」及び「民事訴訟法等の一部を改正する法律 (平成 15 年法律第 108 号)」でなされた。

1. 平成 8 年の新法制定について⁽¹¹⁾

特許権等の権利に関する訴えは、専門技術性に強い訴えであり、その審理には高度の自然科学の知識が要求されることが多い。ゆえに、裁判手続を充実かつ迅速に進行するには、その特殊性に応じた制度が必要である。そこで、平成 8 年改正では、この種の事件数が多く、紛争解決のためのノウハウを蓄積した裁判所⁽¹²⁾に裁判管轄を認めることで、充実した迅速な審理を確保しようとした。もっとも、地方在住の当事者の利便

性を強調した結果、この裁判管轄は専属管轄ではなく任意管轄とされた。具体的には、簡易裁判所を除く第一審では、地方裁判所の管轄権 (民訴法 4・5 条) が名古屋高等裁判所の管轄区域以东のある場合には東京地方裁判所に、大阪高等裁判所の管轄区域以西にある場合には大阪地方裁判所に訴えを提起できることとした (同法 6 条)。

これによって両裁判所の平均審理期間は短縮され⁽¹³⁾、その地域の弁護士の特任化が進むといった効果が見られるようになった。もっとも、任意管轄である点、及び知的財産権の中でも意匠・商標権関係の事件についての対応がなされていない点において、我が国が「知財立国」を目指すための裁判制度としては物足りないもので終わった。

2. 平成 15 年改正について⁽¹⁴⁾

司法制度改革の一環として、民事裁判の一層の充実及び迅速化を図り、さらに知的財産権関係訴訟への対応の強化を図るため改正されたものであり、平成 8 年法の延長線に位置する。すなわち、従来、第一審では特許権等に関する訴えの管轄を東京・大阪に競合的に認めてきたものを専属管轄に改め、かつ控訴審は東京高等裁判所の専属管轄とした (民訴法 6 条)⁽¹⁵⁾。そして、意匠権等に関する訴えは、知的財産権関係訴訟特有のノウハウが問題となることが多いものの特許権等に関する訴えほど専門技術的事項が問題となることは少ないことから、地方在住の当事者の利便性を考慮し、東日本の事件は東京地裁の、西日本の事件は大阪地裁の任意管轄となった (同法 6 条の 2)。また、審理すべき専門技術的事項を欠くことその他の事情により著しい損害又は遅滞をさけるため必要があると認めるとき (例えばライセンス料不払いや相続をめぐる事件等) は、通常の管轄裁判所への移送 (控訴審は大阪高裁へ) をすることを認めた (同法 20 条の 2)。さらに、特許権等に関する事件では、その重要性からより慎重な手続で審理される必要があることから、地裁・高裁ともに 5 人の合議体で裁判することができるようになった (同法 269 条の 2)。他方、このような裁判所内の組織改革だけではなく、審理に必要な専門的知見を補完するために専門委員制度が設けられ (同法 92 条の 2 以下)、裁判所常勤者以外からも協力が得られることとなった。

本改正は、これらの裁判所の専門部を実質的な「特許裁判所」として機能させようとしたものであり、「将来、特許裁判所を創設するための布石」⁽¹⁶⁾と評価できる。しかし、当該裁判所の予算や人事といった司法行政面での整備は未だ不十分であった。

なお、平成16年には、本改正を最大限に生かすべく、事実上の知財高裁が東京高裁につくられる予定である⁽¹⁷⁾。すなわち、現在、東京高裁にある4つの知財専門部に在籍する16人の裁判官全員で1つの特別部をつくる。そして、その中から代表者を選び、東京高裁長官代行に指名して、東京高裁長官が持っている司法行政上の権能のうち、知財部門関係の権限の一部を移譲する。また、東京高裁内に置かれることから、著作権や不正競争防止法事件などについての管轄は現状どおりで後述するような弊害を防ぐことができる。さらに、本年改正で実現した5人合議制を用いることで、東京高裁知財大法廷といえるものをつくり、判断の統一という要望にこたえる。専門技術的な知見については、100人の専門委員をおくことで様々な分野での専門技術性を担保しようとしている。

IV. 知的財産高等裁判所の創設に関する議論

知財高裁創設に向けての議論は、主として司法制度改革推進本部知的財産訴訟検討会及び知的財産戦略会議において展開されてきた。しかし、知財高裁の議論が白熱し始めたのは比較的最近であるものの、ごく少数の学者及び実務家からは数十年も前から特許裁判所創設の必要性が唱えられていた。そこで、ここでは特許裁判所に関する議論の展開を検討し、今後の新裁判所創設の提言のための素材としたい。

1. 従来の議論

まず、学者の代表的提唱者としては、木川統一郎博士⁽¹⁸⁾を挙げることができる。同博士の問題意識は、「審判官は法律にうとく、裁判官は技術にくらい」ことから起こる判断の過誤の蓋然性を排除しようというところにある。すなわち、技術面と法律面の知識は「同時競合的に機能」してはじめて正しい判断が可能となるのであり、そのためにも「特許裁判所」の設立が必要であるとされる⁽¹⁹⁾。具体的には、ドイツ連邦特許裁判所⁽²⁰⁾にヒントを求めて、①司法機関として独立して創設された特許裁判所において、②対等な地位にある技術者裁判官と法律家裁判官が、③審理過程における正

確な技術上法律上の釈明をすることが必要であるとされる。

次に、実務家としては、村林隆一弁護士⁽²¹⁾を挙げることができる。同氏は積極的に特許裁判所の設立を提唱しておられる。同氏は「特許侵害訴訟における特許無効」の問題につき、侵害訴訟において特許無効の判断を下すことは現行法上困難であり、立法論的な検討が必要である。その方途こそが特許裁判所の設立であるとされる。同氏の具体的な構想としては、①最高裁判所の系列に属した（憲法76条1項）独立性を有する特許裁判所を東京（支部を大阪）に設置し、②同裁判所が知的財産権事件全般にわたる専属管轄権を与え、③技術裁判官（現在の審判官）と法律家裁判官が担当し、そして④事実審はこの一審限りとする。これによって、知的財産権をめぐる裁判手続において、審理の促進と適正化が期待できると主張している。

両氏ともに、現在の法曹資格を有する裁判官の技術的側面での弱さを指摘し、ドイツ流の特許裁判制度の特徴ともいえる、特許裁判所の専属・独立性及び技術裁判官の導入を提唱されている点で共通する。また、侵害訴訟というよりは、むしろ審判・審決取消訴訟を念頭に置いた裁判制度を構築しようとするものである。

2. 最近時の議論⁽²²⁾

そこでの議論は、主として、知的財産重視の国家政策を内外に対し明確にするとともに、紛争のスピード処理、判決の予見可能性（判断の早期統一）及び技術専門性への対応を高める方策について展開されている。このために、法律に規定された裁判所として、司法行政面での独立した権限が法律上確保された知的財産高等裁判所を創設し、かつ知的財産訴訟の審理のさらなる充実・迅速化を図るための議論がなされている。

(1) 組織のあり方について

知的財産高等裁判所は憲法76条2項に定する「特別裁判所」ではなく、同条1項が認める最高裁判所に上告できる下級裁判所として創設を目指そうとしているが、①独立した第9番目の高裁として創設するのか(A案)、②東京高等裁判所の中に創設するのか(B案)で意見が分かれている。両案ともに「知財立国」のアピール効果を目的とする点で共通するも、A案を採用した場合、その効果が比較的大きなものとなる⁽²³⁾。しかし、法的に独立した組織が職分管轄によって事件の配分を受ける以上、ここで扱う事件は他の裁判所では取り扱

えなくなり、管轄が硬直化することとなる。また、著作権等に関する事件を取り扱うことが難しくなり、現在の東京高裁知財部で扱っている事件が扱えなくなる。一方、B案を採用すると管轄は現在の東京高裁知財部と同様であり、かつ著作権等の事件も取り扱うことができることとなり、柔軟に管轄を配分することができる。

(2) 技術的専門性への対応

特許訴訟は、審決取消訴訟か侵害訴訟かを問わず、いずれも技術面（つまり事実認定）での論争が中心となる⁽²⁴⁾。技術面での論争は、高度の専門技術が問題となることが多く、技術面に精通した者が審理に携わる体制を充実させなければならない。そのための方途として、2つの案が対立している。すなわち、第一に、技術判事のような特殊な判事ではなく従来通りの法的素養をもった判事⁽²⁵⁾を採用し、裁判所調査官や専門委員によって専門的知見を補完しようとする案である（甲案）。第二に、技術面に精通した者を技術判事⁽²⁶⁾として任用し、法律判事と合議を組んで審理にあたるとする案である（乙案）。技術判事を採用した場合、技術問題を迅速かつ適切に処理することができ、事案を早期に解決する点で優れている。しかし、従来通りに裁判官の概念を、そもそも具体的紛争について事実を認定し、法を解釈・運用して紛争を解決することを任務とする者とする、技術的側面から紛争処理にあたらうとする技術判事を「裁判官」ととらえることはできなくなる。

(3) 地方アクセスについて

知財高裁の土地管轄は、他の高裁とは異なり日本全国に及ぶ。つまり、知財高裁は、独立して創設されたにせよ東京高裁内に設置されたにせよ、その管轄は地理的要素で決定されるのではなく、事件の種類によって決定される（職分管轄）。したがって、本裁判所では日本全国民が利用することとなり、東京以外に在住する者の利便性を考慮しなくてはならない。そこで、創設の暁には、裁判官が地方に出張し尋問等の証拠調べや検証を行う巡回裁判⁽²⁷⁾、並びにTV会議システム及び電話会議システムを活用することが必要となる。

(4) 管轄について

ア 特許権等に関する訴えの管轄について

審決取消訴訟、特許権等に関する訴えの控訴審については、すでに平成15年民訴改正において東京高裁の専属管轄とされていることは先述のとおりである。し

たがって、知財高裁が創設された際には、改正法での東京高裁の管轄をそのまま移すこととなる。

イ 著作権等に関する訴えの管轄について

著作権等に関する訴えについては、改正民訴法と同様の事件の範囲を扱うこととなる東京高裁管内は知財高裁の管轄とする案（①案）、全国の地裁について知財高裁の専属管轄とする案（②案）、知財高裁は著作権等を扱わず各高裁の管轄となる案（③案）に分かれる。A案を採った場合には①、②又は③案を採ることができ、B案を採った場合には①案となる。思うに、地方在住者の利便性、知財高裁の機能を考えると、①案が優れているように思われる。

ウ 専門技術的事項を欠く事件の取り扱いについて

専門技術的事項を欠く事件等の取扱いについては、改正民訴法と同様の移送の仕組みで対応する案（ア案）、東京・大阪地裁からの控訴事件はすべて知財高裁が処理するものとし、知財高裁から他の高裁への移送を認めないとする案（イ案）に分かれる。知財高裁の裁判官が通常事件と知財事件の両方の経験を豊富に積んだ者から採用されるのであれば、専門技術的事項を欠く事件も処理することは当然可能であり、イ案の方に分があるように思われる。

V. 検討

我が国では、民事裁判制度が始まって以来、管轄は地理的な要因を基準として分配されてきた。しかし、知的財産権を巡る紛争をこの分配にあてはめるのは妥当でない。つまり、知的財産権は無体財産であるがゆえに拡散性を有し、それをめぐる紛争は日本全国ひいては全世界にまで広がるおそれがある。とすれば、その性質に応じた基準をもって裁判管轄を再分配しなければならない。また、最近では1、2年というライフサイクルの短い技術が多くなっており、それをめぐる紛争は早期に解決されなければ意味をなさない。特に、資金源に乏しいベンチャー企業の財政を圧迫することとなろう。したがって、事件を集中して審理することのできる機関（知財高裁）において、迅速かつ充実した裁判が実現されるべきである。もっとも、実質的には新民訴法の制定、平成15年の同法改正によって東京高等裁判所が「特許裁判所」として機能するようになり、平成16年の4月からは一層その機能が明確化する。そのような中、知財高裁を創設することに消極的な意見も少なくない⁽²⁸⁾。

では、いかなる裁判所の創設を目指すべきか。思うに、CAFC 創設の契機となった裁判所間での法解釈の違いによる判断の齟齬は我が国ではみられず、最高裁判所による判断統一機能は十分に果たされている⁽²⁹⁾。よって、ここでは①民訴法改正をさらに進めて「特許裁判所」としての機能・役割を充実させて知財立国を目指すという目的、そして②裁判を受ける権利を実効化するため、それを利用する当事者の利便性を考慮しなければならない。

ところで、特許侵害訴訟を提起する場合、その前提となる特許の有効性が問題となることが少なくない⁽³⁰⁾。これにつき、最高裁平成 12 年 4 月 11 日判決（民集 54 卷 4 号 1368 頁）において、一定の場合には侵害訴訟の中で特許無効の判断を下すことも可能となったものの、この問題に対しての抜本的解決はなされておらず⁽³¹⁾、未だ当事者は両手続を併用しなければならないという不便に陥っている。この解決のためには、侵害訴訟手続と有効性判断手続（特許無効審判）を一本化することこそが妥当であり、その母体となる機関こそが知財裁判所である。つまり、木川博士等によって提言された、現在の特許庁の審判部と東京高裁知財部を併合した裁判所である。これにより、かかる問題を抜本的に解決できるばかりか、専門技術性に長けた機関による迅速で充実した裁判を実現できよう⁽³²⁾。もっとも、この実現には、司法と行政との間における権限（役割）の再分配等さらにいくつもの高いハードルを超えなければならず、早急に結論を出すことは難しい。しかし、少なくとも知財高裁は将来を見据え、これを受け止めるだけの基盤を持った裁判所でなければならない。すなわち、現在の「裁判所」という組織の枠にとらわれず、当事者が利用しやすい裁判制度を構築するためにも、知財高裁は通常の裁判所とは一線を画するという意味で、新しく独立した裁判所であることが最低限実現されなければならない。

VI. おわりに

我が国における知的財産関係訴訟への対応は、平成 8 年の新民訴法制定と平成 15 年の同法改正によって順調に整備されてきた。そして、その延長戦として知財高裁創設の構想が持ち上がったといえる。三段跳びでいえば、民訴法の制定、改正はホップ、ステップ、今回の知財高裁の創設はジャンプにあたり、より大きな飛躍が期待される。

このような中、政府は、知財高裁を東京高裁内に独立組織として創設する方針を決め、2004 年 1 月 19 日招集の通常国会に設置法案が提出されることとなった⁽³³⁾。これにより、土地管轄ではなく職分管轄を採用し、全国の知財関係事件を審理することとなった。もっとも、残念ながら、産業界や与党内で要望が強かった「9 番目の高裁」ではなく、東京高裁長官とは別にそのトップを置き、独自の裁判官会議を設置するなどして司法行政権限を持たせ、いわば「半独立」性を持たせるにとどまった。また、技術面についての専門的知見は裁判所調査官の権限を拡大することで補完し、技術判事の導入は実現に至らなかった。

この法案によって知財高裁を実現させ、ここでの司法行政面を充実させようとした点では評価できる。しかし、知的財産は他の分野に比べて相当に過酷な国際競争にさらされており、これを保護するための機関として知財高裁を国内外にアピールするため、特に「特許侵害訴訟における特許無効」問題の解決の糸口を見出すためにも独立性が重要だったのではないか。この点で、今回のジャンプは平凡な記録に終わり、再び跳躍のための踏切に向けた疾走が必要となったのではないであろうか。

注

- (1) もっとも、知的財産の中でも著作権等を巡る事件はこの管轄には服さないが、将来的にはこれらの事件も扱いたいとの要望もあるようである（浅見節子「米国における特許訴訟—連邦巡回控訴裁判所を中心に—」発明 95 巻 8 号（1998）89 頁）。
- (2) アメリカでは特許の有効性についても侵害訴訟の受訴裁判所で判断できるが、アンチパテントを採る裁判所では特許の独占を嫌い、特許を無効とする傾向にあった。
- (3) Commission on Revision of the Federal Court Appellate System Report, STRUCTURE AND INTERNAL PROCEDURES: RECOMMENDATIONS FOR CHANGE, 67 F.R.D. 195 (1975).
- (4) Federal Courts Improvement Act of 1982, 28 U.S.C.1295, 35 U.S.C.141-146.
- (5) この裁判所は特許商標庁及び ITC からの控訴を審理していたが、侵害訴訟の管轄権は有していなかった。
- (6) CAFC の設立の経緯につき、Chisum on Patents, § 11.06[3][e], Landmark Judicial Legislation (http://air.fjc.gov/history/landmark/22a_frm.html), 知的財産訴訟外国法制研究会『知的財産訴訟制度の国際比較』〔平嶋竜太担当〕（2003・商事法務）29 頁。
- (7) ①従前 CCPA が管轄を有していた事件、②旧請求裁判所の控訴部門が管轄を有していた事件、③従前各控訴裁

- 判所が管轄を有していた事件、④その他の事件に大別できる。その代表的なものとして、①特許商標長の審判部が下した審決に対する控訴、②請求裁判所が下した判決に対する控訴、③特許事件に関して連邦地裁が下した判決に対する控訴、④退役軍人省の下した決定に対する審査等である(詳細な事件の分類を整理したものとして、小川嘉基「連邦巡回区・連邦控訴裁判所(CAFC)について」判例タイムズ1123号(2003)33頁)。
- (8) CAFCのHP(<http://www.fedcir.gov>)参照。
- (9) CAFCのHP参照。
- (10) なお、専門的知見は、裁判所に属する者以外からもAmicus Curiaeとして意見書を提出することで補完されうる。
- (11) 法務省民事局参事官室編『一問一答新民事訴訟法』(1996・商事法務研究会)33頁。
- (12) 東京・大阪の両地方裁判所は、知的財産関係事件を処理する専門部を設け、この事件に精通した裁判官、特許庁から派遣された技術専門家たる裁判所調査官を配置している。
- (13) 民事訴訟法改正要綱中間試案の補足説明によれば、「平成13年において、全地方裁判所に提起された特許権関係事件のうち85.0%、実用新案権関係事件のうち88.2%、これらの事件を含む知的財産関係事件全体のうちの72.6%が東京又は大阪の両地方裁判所に提起され、その結果、その平均審理期間は、「平成5年には31.9ヵ月であったものが、平成13年には18.3にまで短縮されている」。また、「知的財産訴訟検討会第3回配布資料5-7」によれば、特許関係民事事件の未済事件平均審理期間は東京地裁が13.8ヵ月、大阪地裁が19.3ヵ月、その他の地裁が29.1ヵ月となっており、両裁判所の審理期間の短縮化傾向は顕著である(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/titeki/dai3/3siryous5-7.pdf>)。
- (14) 小林秀之編『Q&A 平成15年改正民事訴訟法の要点』[小田敬美担当](2003・新日本法規)138頁、武智克典「民事訴訟法等の一部を改正する法律の概要」L&T21号(2003)63頁。
- (15) 簡易裁判所の事物管轄に関する事件については、訴額は低いも技術的専門性が高い事件もありうることから、本来の管轄裁判所のほか、東京地裁又は大阪地裁にも訴えを提起できることとした(民訴法6条2項)。
- (16) 高橋宏志『重点講義民事訴訟法〔下〕』(2004・有斐閣)551頁。
- (17) 第2回権利保護基盤の強化に関する専門調査会議事録2頁[園尾隆司発言]。
- (18) 木川統一郎「特許裁判所設立の提唱」特許と企業59号(1973)2頁。
- (19) この構想は、「特許庁から審判部を除き、一方東京高裁の工業所有権部を廃止し、両者を融合して独立の判断機関とするものである」(木川・前掲注(18)3頁)。
- (20) ドイツの連邦特許裁判所に関する最近の文献としては、渡辺森児「ドイツ連邦特許裁判所の手続にみる一元化と集中」法学政治学論究35号(1997)375頁。
- (21) 同氏は、多くの場で特許裁判所設立を提唱されておられるが、代表的なものとして、「特許裁判所の設立を考える」富岡健一先生追悼『知的財産法の実務と研究』(1997・六法出版社)121頁。
- (22) ここでは、司法制度改革知的財産訴訟検討会、知的財産戦略本部知的財産訴訟検討会における議論を参照した(ともに首相官邸HP(<http://www.kantei.go.jp>)を参照)。
- (23) 特定の地域を表す「東京」という名称が抜けることから、地方在住者にもなじみやすい。
- (24) ①審決取消訴訟において事実認定と法律解釈の問題となる比率は9:1、②侵害訴訟等では6:4となっている。また、両事件の比率は①:②=8:2となっている。
- (25) 通常訴訟と知財訴訟の経験を豊富に積んだ、技術と知財に適性をもった判事を充てたり、この分野に長けた弁護士を積極的に任官しようとする。さらに将来的には、技術的素養を持った者を法科大学院で養成し、裁判官として任用しようとする。もっとも、この目論見がアメリカの例のように功を奏するかは不明である。なぜなら、アメリカでは学部レベルでは法学部がなく、必然的に他の分野を専攻した者がロースクールに入学するからである。今後の動きを注意深く見守らなければならないであろう。
- (26) ドイツでは、連邦特許裁判所において技術判事(ドイツ特許法65条2項3段、同法26条2項)が法律系判事とともに審理に当たっている。我が国では、現在の審査官・審判官等の任用を念頭に置いている。また、技術判事の導入を訴えるものとして、福井秀夫・読売新聞(朝刊)2003年11月6日第13面、今野浩・日本経済新聞(朝刊)2003年9月23日第23面、瀬川至朗・毎日新聞(朝刊)2003年11月2日第2面等。
- (27) 特許庁では既に、当事者の便宜を図るために地方での巡回審理を実施しており、ユーザーのからの高い評価と審査促進の効果をj得ている。巡回裁判導入の際には参考となろう。
- (28) 山本克己「知的財産高等裁判所構想について想うこと」NBL770号(2003)34頁、笠井正俊「知的財産高等裁判所構想に関する若干の考察」判例タイムズ1126(2003)4頁等。
- (29) 例えば、後述の特許の有効性に関する問題は、キルビー特許事件以降、多くの事件が下級審で審理されているが、そこでは最高裁の判断に依拠している。
- (30) この問題に関する私見については、拙稿「特許侵害訴訟における特許無効—キルビー特許事件判決を素材として—」明治大学大学院法学研究論集19号(2003)107頁参照。
- (31) この問題については、知的財産訴訟検討会で現在も議論が進行中である。
- (32) 欧州の共同体特許裁判所(CPC)も、欧州統一特許に関する有効性及びその侵害の問題の両方を扱うようである(Hugh Dunlop「欧州知的財産制度の概要」AIPPI48巻(2003)46頁)。
- (33) 日本経済新聞(夕刊)2004年1月13日第1面、朝日新聞(夕刊)2004年1月10日第1面。

(原稿受領 2004.2.25)